



熊本県公報

第 1 2 1 0 6 号
平成 24 年 4 月 24 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の変更 (市町村行政課)	1
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (県政情報文書課)	1
○指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定..... (")	2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (沖新加入区) ... (団体支援課)	2
○指定居宅サービス事業の指定..... (高齢者支援課)	3
公 告	
○地籍調査成果の認証..... (農地整備課)	3
○都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課)	3
登 載 依 頼	
○アサリの採捕制限..... (熊本県有明海区漁業調整委員会)	4
○熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則..... (警察本部総務課)	4
○政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関 する条例施行規程の一部を改正する規程..... (議会事務局総務課)	4
○自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施..... (警察本部警務課)	4

告 示

熊本県告示第 6 2 2 号

行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号) 第 4 条の 4 第 2 項の規定により次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により公示する。
平成 24 年 4 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定試験機関の名称
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都千代田区一番町 25 番地
- 3 変更しようとする年月日
平成 24 年 4 月 23 日
- 4 変更の理由
現事務所が狭あいで事務作業を円滑に行うことが困難なため。

熊本県告示第 6 2 3 号

平成 22 年 6 月 25 日熊本県告示第 6 4 8 号 (口頭による開示請求をすることができる個人情報) の一部を次のように改正する。
平成 24 年 4 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表熊本県 N I C U 入院児支援コーディネーター嘱託員採用試験の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県税務嘱託員 (天草税務)) の項中「天草税務」を「自税窓口」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県税務嘱託員 (県税窓口))	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日 から 1 月	税務課
--------------------------------	---	------------------	-----

表熊本県非常勤職員採用試験 (防災消防航空センター非常勤職員) の項中「危機管理・防災消防総室」を「消防保安課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験 (消防学校非常勤職員) の項中「消防学校非常勤職員」を「消防学校非常勤職員 (用務業務)」に、「危機管理・防災消防総室」を「消防保安課」に改め、同項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（消防学校非常勤職員（教務指導業務））	得点及び順位	合格発表の日から1月	消防保安課
表熊本県非常勤職員採用試験（防災行政無線関係非常勤職員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（文化企画課松橋収蔵庫植物標本分類・整理・配架業務非常勤嘱託職員）の項中「植物標本分類・整理・配架業務非常勤嘱託職員」を「コケ類・岩石・民俗資料分類・整理業務非常勤嘱託職員」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（介護支援専門員登録管理嘱託職員）の項の次に次のように加える。			
熊本県非常勤職員採用試験（在宅療養支援体制づくり補助嘱託職員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	認知症対策・地域ケア推進課
表熊本県非常勤職員採用試験（環境センター非常勤職員（司書））の項中「環境政策課」を「環境立県推進課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（観光情報関係）の項の次に次のように加える。			
熊本県非常勤職員採用試験（熊本県くまモン情報発信事業関係）	得点及び順位	合格発表の日から1月	くまもとブランド推進課
表熊本県非常勤職員採用試験（土砂災害警戒区域等指定業務嘱託員）の項の次に次のように加える。			
熊本県非常勤職員採用試験（熊本県土砂災害ハザードマップ作成支援業務嘱託員）	得点及び順位	合格発表の日から1月	砂防課
表熊本県企業局非常勤職員採用試験（企業局本庁事務補助嘱託員）の項の次に次のように加える。			
熊本県企業局非常勤職員採用試験（荒瀬ダム管理嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	企業局総務経営課

熊本県告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
めぐみ 八代市鏡町貝洲274	医療法人社団司会	平成24年4月16日

熊本県告示第625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
めぐみ 八代市鏡町貝洲274	医療法人社団司会	平成24年4月16日

熊本県告示第626号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項

の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区の名 称
沖新加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市西区沖新町539番地4 本田 幸徳
熊本市西区沖新町60番地 西村 繁忠
熊本市西区沖新町4841番地4 松崎 勇生
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
沖新漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成24年4月24日から平成24年5月8日まで
- 5 縦覧場所
沖新漁業協同組合

熊本県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所エルスリー熊本八代 八代市出町5番10号	株式会社エヌ・ピー・ラボ	平成24年4月14日

公 告

熊本県公告第241号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により菊池市他2市町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
菊池市	平成21年度から平成23年度まで	深川及び西寺の各一部	地籍図及び地籍簿	平成24年4月13日
菊池市	平成22年度から平成23年度まで	下河原の一部		
菊池市	平成21年度から平成23年度まで	四町分の一部		
上益城郡 山都町	平成22年度から平成23年度まで	鶴ヶ田の一部		
八代市	平成21年度から平成22年度まで	鏡町有佐の一部、中島の全部		

熊本県公告第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市石字臼塚733番1、同733番2、同733番3、同734番1、同734番2、同字沖1240番、同1241番1の一部、同1241番3、同1241番6、

- 同1242番、同1243番1、同1243番2、同1244番、同1245番及び1246番
11,049.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ

登載依頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第32号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合、又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
平成24年4月24日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

- 1 指示の内容
熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅12mm未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成24年4月30日から平成26年4月29日まで

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成24年4月24日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則
熊本県公安委員会公印規則（平成13年熊本県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
別表熊本県公安委員会委員長印の項に次のように加える。

	30	30	一般の公文書用
---	----	----	---------

附 則
この規則は、平成24年5月1日から施行する。

熊本県議会告示第2号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年4月24日

熊本県議会議長 馬場成志

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程
政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年熊本県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
別記第3号様式中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

熊警公告第525号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成24年4月24日

熊本県警察本部長 西郷正実

- 1 入札に付する事項
(1) 契約名

- 自動車任意保険契約
- (2) 契約内容
熊本県警察車両1206台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び自動車任意保険仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成24年5月31日から平成25年5月31日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
 - イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
 - (3) 平成24年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
 - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 県税を完納している者
 - (8) 熊本県員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法等
本競争入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書」に次の書類を添付し、平成24年4月24日（火）から平成24年5月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - ア 定款
 - イ 商業登記簿謄本
 - ウ 営業経歴書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 最近1年間の県税に係る納税証明書
 - カ 誓約書
 - (2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
4に記載のとおり
 - (3) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知する。
- 4 契約条項を示す場所等
熊本県警察本部警務部警務課装備係（熊本県警察本部庁舎3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線2314, 2315
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
入札参加資格審査結果を通知した日から平成24年5月14日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成24年5月15日（火）午前10時30分から
 - イ 場所
熊本県警察本部庁舎2階 201会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5の(3)イ記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

- 免除する。
- (3) 無効の入札
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに連合によると認められる入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 2以上の意思表示をした入札
 - ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 - 設定しない。
- (6) 契約の締結
 - 契約書作成の要否
 - 否
 - 契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴するものとする。
 - なお、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。
 - ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (8) その他詳細は入札説明書による。